

# マラケシュ合意の概要

## COP7の 結果

本年7月のCOP6再開会合において合意された、いわゆる京都議定書の運用ルールの中核的要素(ボン合意)に基づき、具体的な運用細則を定める文書を正式採択。

途上国問題	途上国の将来の約束に関する検討については、COP8に送る。(協議未了) 途上国の能力育成、技術移転、対策強化等を支援するための基金を正式に設置。(先進国の任意拠出)
京都メカニズム	遵守制度の受入れは、京都メカニズムの活用の条件としない。 CDM、共同実施等で得た排出枠は自由に取引できる。 国内対策に対し補足的(定量的制限は設けない)。 共同実施、CDMのうち原子力により生じた排出枠を目標達成に利用することは控える。 排出量取引における売りすぎを防止するため、その国に認められた排出枠の90%又は直近の排出量のうち、どちらか低い方に相当する排出枠を常に留保する。
吸収源	森林管理の吸収分は国ごとに上限設定(日本は1300万炭素ト)、基準年排出量の3.9%分を正式に確保) CDMシンクの対象活動として、新規植林及び再植林を認める。
遵守	不遵守の際の措置に法的拘束力を導入するか否かについては、議定書発効後に開催される第1回締約国会合において決定。 目標を達成できなかった場合は、超過分の1.3倍を次期目標に上積み。